

助成対象経費の一覧

【人材呼び込み支援事業】（実施要綱別記3の事業）

助成対象経費	助成額	助成条件	算定方法	提出書類
求人情報誌への掲載費	かかった費用の1/2	『新型コロナウイルス感染症の影響による代替人材を募集するため、令和2年4月1日以降に有料の求人情報誌へ求人掲載していること』 ※自社の出版物等に求人情報を掲載している場合は支援の対象とならない。	かかった費用の1/2（少数点以下は切り捨て） ※事業対象期間の前から掲載されている場合は、日割り計算する。	【必須】 掲載した求人情報の写し及び契約書等発注したことが分かるもの及び領収書（いずれかにより令和2年2月1日以降の日付けが確認できること）
人材紹介サービスサイト等への掲載費	かかった費用の1/2	『新型コロナウイルス感染症の影響による代替人材を募集するため、令和2年4月1日以降に有料の人材紹介サービスサイト等へ求人掲載していること』 ※自社のHP等に求人情報を掲載している場合は支援の対象とならない。	かかった費用の1/2（少数点以下は切り捨て） ※事業対象期間の前から掲載されている場合は、日割り計算する。	【必須】 掲載した求人情報の写し及び契約書等発注したことが分かるもの及び領収書（いずれかにより令和2年2月1日以降の日付けが確認できること）
求人チラシの製作費	かかった費用の1/2	『新型コロナウイルス感染症の影響による代替人材を募集するため、令和2年4月1日以降に外部の事業者へ依頼して求人チラシを製作又は配付していること』 ※求人チラシを自社で製作・配布している場合は支援の対象とならない。	かかった費用の1/2（少数点以下は切り捨て）	【必須】 求人チラシの写し及び契約書等発注したことが分かるもの及び領収書（いずれかにより令和2年4月1日以降の日付けが確認できること）
マッチング費用	かかった費用の1/2	『新型コロナウイルス感染症の影響による代替人材を募集するため、令和2年4月1日以降に外部の事業者へマッチング費用を支払っていること』 ※面接にかかった費用等、外部の事業者に支払った費用以外は支援の対象とならない。 ※人材派遣事業者や人材紹介事業者へ支払う事務費用は支援の対象となる。	かかった費用の1/2（少数点以下は切り捨て）	【必須】 契約書等発注したことが分かるもの及び領収書（いずれかにより令和2年4月1日以降の日付けが確認できること）
信用調査費	かかった費用の1/2	『代替人材の手配で利用する事業者に対して、外部の事業者へ依頼して信用調査を行っていること』	かかった費用の1/2（少数点以下は切り捨て）	【必須】 領収書（令和2年4月1日以降の日付けが確認できること）及び調査対象となった事業者名が分かるもの